

丸亀市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月6日

丸亀市監査委員	大岡正典
丸亀市監査委員	高木新仁

平成20年度定期監査報告書（第1回）

第1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部 課 等 名			
幼稚園 (教育委員会)	城坤、城東	平成20年6月30日 現在の資料による	平成20年7月31日から 平成20年8月21日まで
保育所 (児童課)	塩屋、塩屋北、金倉	平成20年6月30日 現在の資料による	平成20年7月31日から 平成20年8月21日まで
小学校 (教育委員会)	城西、城南、城東	平成20年6月30日 現在の資料による	平成20年7月31日から 平成20年8月22日まで
中学校 (教育委員会)	南、飯山	平成20年6月30日 現在の資料による	平成20年7月31日から 平成20年8月22日まで
教育部	総務課、教育研究所 学校教育課、少年育成センター	平成20年8月31日 現在の資料による	平成20年9月19日から 平成20年10月10日まで
	文化課、生涯学習課	平成20年8月31日 現在の資料による	平成20年9月19日から 平成20年10月14日まで
	図書館 学校給食センター	平成20年8月31日 現在の資料による	平成20年9月19日から 平成20年10月17日まで
上下水道部	経営課、上水道課 下水道課	平成20年8月31日 現在の資料による	平成20年10月3日から 平成20年10月24日まで
消防本部	総務課、予防課 防災課、危機管理課 北消防署、南消防署	平成20年8月31日 現在の資料による	平成20年10月3日から 平成20年10月31日まで
議会事務局		平成20年8月31日 現在の資料による	平成20年10月3日から 平成20年10月31日まで
都市経済部	都市計画課、建設課	平成20年9月30日 現在の資料による	平成20年10月14日から 平成20年11月4日まで
	住宅課、農林水産課	平成20年9月30日 現在の資料による	平成20年10月14日から 平成20年11月10日まで
	土地改良課、商工観光課	平成20年9月30日 現在の資料による	平成20年10月14日から 平成20年11月14日まで
農業委員会		平成20年9月30日 現在の資料による	平成20年10月14日から 平成20年11月14日まで
健康福祉部	福祉課、児童課	平成20年9月30日 現在の資料による	平成20年10月27日から 平成20年11月21日まで
	介護支援課、健康課 亀寿園	平成20年9月30日 現在の資料による	平成20年10月27日から 平成20年11月28日まで

第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

【各課共通指摘事項】

- 各課での入札や見積もり合わせにおいて、契約目的の誤記、代理人の表示や押印漏れ、又、辞退届などの不備が見受けられる。丸亀市契約規則や「入札心得」に従って適正に行うこと。
- 現金受入票綴の取り扱いについて、再三にわたり指導したところであるが、丸亀市出納員規則に従って適正に処理すること。
- 物品に関する事故報告書を提出していない事例が散見されるが、丸亀市物品管理規則第35条により「使用中の物品について、亡失、損傷その他の事故が発生したときは、物品出納課長は、直ちに事故報告書を添付し、物品出納通知書により会計管理者、市長に報告しなければならない。」と規定されているので、直ちに報告すること。

- 市の建物や備品についての損害金や弁償金あるいは各種返還金が発生した場合に、納入通知書により収入になった時に、収入金として調定している事例が見受けられるが、丸亀市会計規則第14条の規定により、金額の算定に誤りがないことや納入義務者が適正であること等の決裁を受けた後、同規則第17条の規定により納入の通知を行うこととされているので、総額について調定を行うと共に納入の通知を行い、必要があるときは分割した納入通知書を送付すること。
- 行政財産の目的外使用許可(電柱類を除く)の期間更新の決裁を課長が行っている事例があるが、職務権限規程では庶務課に合議の上、部長が決裁することとされているので改めること。
- 債務負担行為として議会の議決を得て契約していたが、議決を得た翌年度において、契約内容を変更する必要性が生じたとして、2か年の増額変更契約を締結している。担当者は、増額した結果の総額が債務負担行為の限度額以内であるから適正であるとの見解であった。しかし、債務負担行為も予算であり、地方自治法第208条の会計年度独立の原則により、議決を受けた年度においてのみ契約や変更契約ができるものであり、翌年度以降において、債務負担行為を行う場合には改めて議会の議決を得るべきであるので改めること。
- 医療費や各種扶助費等について、債権者や支払金額が確定し、支払時期が到来している支出について、支出負担行為決議書に基づき、資金前渡職員を通じて支払いをしているが、債権者の死亡、所在不明等により速やかに支払いができない場合は、直ちに精算戻入し、支払可能となった時に改めて支出負担行為を行った上で支払すべきであるので改めること。
- 契約を締結した場合において、契約の相手方の履行が誠実になされない限り、所期の目的を達成することができない。そのため、契約内容を明確にし、検査検収が容易にできるようにすることが重要である。については、契約書に仕様書を添付するか、又は契約書に具体的に「甲が定めた何々に関する仕様書に基づいて履行するものとする。」等、契約の相手方の義務を明確にし、義務の履行を確認できるようにすること。

第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通検討事項

- 不動産を借りる契約については、地方自治法第234条の3の規定により、従来から長期継続契約を締結することができることとされているが、長期継続契約と単年度契約との別を明確にするため、契約の更新又は新たに契約を締結する時に、長期継続契約の参考例に倣って「長期継続契約」である旨の表示や特約事項を記載するとともに必要があるときは、賃借料の見直しについても規定するようにはしていただきたい。

- 税以外の債権の管理についてはかなりのバラツキがある。
については、全庁的な推進体制と支援体制を整備し、強制徴収できる公法上の債権、強制徴収できない公法上の債権、私法上の債権の区分に応じた徴収方法や滞納整理カードに記入すべき事項等の検討を行い、標準的な未収金回収マニュアルを作成して適正な事務執行に努めていただきたい。

- 土地の借上料については、基本的には土地の評価額や近隣の事例等を参考にして相手方との協議により決定されるものと理解するが、かなりのバラツキが見受けられるので、相手方と協議をする際の標準的な基準を設けることについて検討していただきたい。

- 出張命令書の訂正については、決裁の内容に疑念を招かないようにするため、決裁前であれば書き直し、決裁後に変更や取り消しが必要になった場合には、変更理由を記載して決裁を受けるようにはしていただきたい。

- 郵便切手類受払簿については、切手等が適正に使用されたことを確認するためにも、使用目的及び相手先を具体的に記載していただきたい。

- 債務負担行為決議書には、債務負担行為について議会の議決を得たことを確認するためにも、議案のコピーを添付するようにはしていただきたい。

- 補助金や負担金等として交付されている団体が多額の基金や繰越金を保有している理由について、担当職員に質したところ「〇〇周年記念事業に必要である。」とか「何らかの事情により資金が必要となったときのために」等の回答があった。これらの資金として使

用することが、目的外への流用にならないかと懸念される。会計年度独立の原則により、その年度内に必要な資金を交付すべきであると考えるので、検討していただきたい。

2 各課個別検討事項

【教育部】

生涯学習課

- 学校施設照明使用料の収入方法については、申し込み時に前金で納めてもらうとか、未納の場合は使用停止をすとか、未収金が生じないような措置について検討していただきたい。

図書館

- 図書を小学校の要望に基づいて購入し、図書館の蔵書として小学校に貸し出しをしているが、貸出用件が終了後は速やかに返還を求め、次の貸出しに備えるべきである。返還を求めていることから実態は小学校に寄附した形であり、購入を要望した学校図書であると思われる。それであれば小学校で予算化し、小学校が必要な図書を購入すべきかと思われるので、検討していただきたい。
- 図書の貸出し件数及び入館数については中央図書館よりも飯山図書館の方が多い状況が見受けられるので、実態を充分把握した上で、蔵書数及び職員の適正な配置を検討していただきたい。
- 貸出し図書の返還については、電話や督促状により随時返還を求めており、必要があるときは紛失図書の弁償を求めている。その一方で無断持出しが原因と考えられる図書の紛失が3年間で千件余りと非常に多い。何らかの有効な方策を講じられないか検討していただきたい。

【健康福祉部】

児童課

- 香川県母子福祉連合会丸亀支部補助金については12万円の補助をしているが、自動販売機等の売店収入会計から33万7千円の繰入金がある。この場合、収入部分は別途会計とせず支部の収入として計上し、その上で補助金の交付決定を行うべきであると考えるので、検討していただきたい。